

貿易関連法令に基づく各種CPの調和について

平成19年3月30日
安全保障貿易検査官室

貿易関連法令では、本省が外国為替及び外国貿易法の遵守のために策定・届出を推奨する輸出管理社内規程の他に、関税法の規定に基づく法令遵守規則(以下、共に「CP」という。)などがあります。

今般、輸出者の利便性向上のため、財務省等の他省において所要の審査を経た事項で、かつ共通する事項については、相互に認証することにより、複数のCPの調和を図ることといたしました。また、CPの申請者が希望すれば、他省において受理されたCPに必要項目を追加して本省へ届出ることが可能となります。

つきましては、平成19年4月1日より、新規にCPを届出する場合、あるいは受理されているCPを内容変更する場合には、下記の要件を満たしていれば、届出を受理することといたしますので、お知らせします。

記

1. 新規CP届出時

(1) 未だ他省にCPを届出しておらず、本省に届出るのが初めての場
現行の要件に変更はありません。

(2) 既に他省にて受理されたCPと共に本省に届出する場合

他省にて受理されたCPの写しを提出し、これに本省が求めている遵守事項(9項目(注1)、包括許可用のCPでは、少なくとも7項目(注2))を満たすよう不足部分を追加していること。

2. 本省にて受理されているCPの内容変更時

他省CPで求めている項目を追加した場合であっても、遵守事項(9項目、包括許可用のCPでは、少なくとも7項目)が維持されていること。

(注1)「輸出管理社内規程の届出様式等について」(輸出注意事項 17 第9号・平成 17・02・23 貿局第6号)に基づく外為法等遵守事項(①輸出管理体制、②取引審査、③最終判断権限者の疑義ある取引の未然防止、④出荷管理、⑤監査、⑥教育、⑦資料管理、⑧子会社・関連会社指導、⑨違反)を指します。

なお、関税法の規定に基づく法令遵守規則は輸出管理社内規程と比べて、定義、該非判定、用途、需要者等確認、技術提供管理などの条文が不足するものと思われるので、条文単位で比較して下さい。

(注2)「包括許可取扱要領」(輸出注意事項 17 第7号・平成 17・02・23 貿局第1号)に基づく基本的事項(①輸出管理体制、②取引審査(該非判定を含む)、③出荷管理、④監査、⑤教育、⑥資料管理、⑦違反)を指します。